

令和5年3月越前町議会定例会

(第1日目)

令和5年3月3日

目 次

第1号（3月3日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	2
○職務のために議場に出席した者の職氏名	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開 会	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○報告第1号（説明）	8
○承認第3号（説明）	8
○承認第4号（説明）	9
○承認第5号（説明）	9
○議案第2号（説明）	10
○議案第3号（説明）	10
○議案第4号（説明）	10
○議案第5号（説明）	11
○議案第6号（説明）	11
○議案第7号（説明）	11
○議案第8号（説明）	12
○議案第9号（説明）	12
○議案第10号（説明）	12
○議案第11号（説明）	13
○議案第12号から議案第18号（説明）	14
○議案第19号（説明）	16
○一般質問	17
吉 田 憲 行 君	17

高 田 浩 樹 君	2 3
伊 部 良 美 君	3 1
木 村 繁 君	3 4
○延 会	3 8

令和5年3月越前町議会定例会

会 期 令和5年3月 3日～令和5年3月17日 15日間

開 会 令和5年3月 3日 午前10時00分

閉 会 令和5年3月17日 午前10時31分

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	小松 高宏	○		
3	吉田 憲行	○		
4	石田 和朗	○		
5	長谷川 眞恵	○		
6	中西 清	○		
7	高田 浩樹	○		
8	藤野 菊信	○		
9	米沢 康彦	○		
10	佐々木 一郎	○		
11	伊部 良美	○		
12	笠原 秀樹	○		
13	木村 繁	○		
14	北島 忠幸	○		

会議録署名議員の氏名

7 番議員	高田 浩樹	8 番議員	藤野 菊信
-------	-------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	石田 和也	事務局次長	轟 久美子
事務局書記	安井 正樹		

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	青柳 良彦	副 町 長	細井 秀之
教 育 長	出口 俊一	総務理事	杉本 恭伸
民生理事	山口 隆司	産業（兼）建設理事	水島 博之
会計管理者	友広 家延	教育委員会事務局長	菅原 辰彦

令和5年3月越前町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年3月3日（金）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町一般会計補正予算（第15号））
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 8 議案第 2号 越前町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 4号 越前町ふるさと再生寄附条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 越前町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 7号 越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第 8号 越前町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 越前町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 越前町勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 日程第17 議案第11号 令和4年度越前町一般会計補正予算（第16号）

- 日程第18 議案第12号 令和4年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第19 議案第13号 令和4年度越前町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第20 議案第14号 令和4年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第21 議案第15号 令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算
(第6号)
- 日程第22 議案第16号 令和4年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第23 議案第17号 令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算
(第5号)
- 日程第24 議案第18号 令和4年度越前町温泉事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第25 議案第19号 令和4年度越前町上水道事業会計補正予算
(第5号)
- 日程第26 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（笠原秀樹君） おはようございます。

議員各位におかれましては、ご健勝にて本日開会の令和5年3月越前町議会定例会にご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、今月の18日から阪神甲子園球場で行われます第95回記念選抜高等学校野球大会に、本町出身の敦賀気比高校3年、濱野孝教キャプテンと、北陸高校2年、友廣陸選手のお二人が出場をいたします。先日、激励をさせていただきましたところでございます。

昨年春の丹生高等学校のときのように、我々町民にたくさんの感動を与えてくれることを強く期待をするものでございます。皆さんと一緒に応援をしたいと思っております。

それでは、ただいまから令和5年3月越前町定例会を、開会をいたします。

それでは、ここで会議に先立ち、越前町民指標の唱和を議場の全員で行います。

ご起立願います。

事務局長が本文を1項ずつ、朗読をいたしますので、各項引き続きご唱和願います。

（全員起立の上、唱和）

○議長（笠原秀樹君） ご着席ください。

ただいまの出席議員数は13人でございます。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 皆さん、おはようございます。

令和5年3月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、3月定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用の中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症については、全国で感染者が初めて確認されてから3年が経過しました。現在、感染力は高いものの、発生初期と比較して重症度が低下しているなどを理由に、感染症法上の位置づけを5月8日には2類から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを国は決定いたしました。また、併せて今月上旬をめどに、医療費の自己負担分に対する公費支援や医療体制の見直しなどの具体的な方針を示すこととしています。

町としましては、国や県の対応を注視するとともに、今後具体的な方針が示された際には、ワクチン接種など本町が担うべき役割について、しっかりと対応してまいります。

さて、現在開会中の第211回通常国会では、令和5年度当初予算案が先月28日に衆議院を通過しております。本予算案は、一般会計総額1兆143億812億円で、前年度当初予算と比べ6.3%の増額となっております。そのうち、社会保障費、防衛費、国債費についても過去最大の予算となっており、地方交付税交付金も前年度より3%ほどの増額、物価高騰対策やウクライナ情勢などに対応する予備費は、前年度同額の5兆円が計上されています。

町としましても、新設されるこども家庭庁の子ども・子育て支援などの社会保障費をはじめ、公共事業関係費、地方交付税交付金などについて特に注視していきたいと思います。コロナ禍を脱却しつつあるものの、世界的なエネルギー不足、食料価格の高騰など、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。今回の予算が物価高を克服し、地域経済回復の後押しとなることを期待します。

ここで、12月定例会以降の行政の対応についてご報告させていただきます。

12月12日には、本町の特産である越前水仙の知名度のさらなる向上と需要拡大を図るため、越前岬水仙ランドにて発送式を行い、全国134の友好都市や交流団体などにお届けしました。

また、同日は、年末の交通安全街頭指導激励式並びに越前消防団歳末特別警戒激励会を行い、日頃のご尽力に対して感謝を申し上げるとともに、一層の取組みの強化をお願いいたしました。

22日には、当初予算編成に向けた知事と町長との政策ディスカッションに出席いたしました。私からは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化や道路・河川環境等の整備についてなど、6項目について提案いたしました。ディスカッションでは、提案に対する知事の考えを直接伺うことができ、有意義な意見交換ができたと考えております。

年明けの1月12日には、町民の病気等からの回復期における住まい、医療・介護等への不安に対して包括的に支援する拠点をつくるため、公益財団法人地域医療振興協会と越前町型サービス付高齢者向け住宅整備事業に関する覚書を締結いたしました。

13日には、本年第1回の臨時議会を招集し、令和4年度越前町一般会計補正予算（第14号）など、提案した全ての議案についてご決議をいただきました。

14日には、劔神社にて交通安全祈願祭を執り行い、安全で安心なまちづくりに向け、今年1年の町民の交通安全と交通事故ゼロを祈願いたしました。

18日には、公益法人大日本農会から農事功績者に送られた緑白綬有功章の山崎繁信さんから受賞報告を受け、これまでの同氏の労をねぎらうとともに受賞のお祝いを申し上げます。

20日には、全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー選手権大会で優勝した福井県選抜女子チームと、全国高等学校ホッケー選抜大会で優勝した丹生高校女子及び準優勝した男子ホッケー部の皆さんから大会報告を受け、お祝いと今後のさらなる活躍に向けた激励を行いました。

また、同日には、幸若舞を縁に交流が始まった福岡県みやま市の児童14名が3日間にわたり本町を訪れていただきました。今後も児童が友情を育み、両地域の交流が深まっていくことを期待しております。

31日には、越前焼名誉工芸士の武沢信雄さんから、越前焼の作品をご寄附いただきました。武沢さんは、昨年8月に大雨に見舞われた南越前町の復興の願いを込めて、特産品の花はすをモチーフにしたお皿を制作したもので、同じものを南越前町にも送られています。

2月に入り、7日から始まりました今年最初の地区区長会に出席し、区長の皆様に、今年1年のご活躍と町行政に対するご理解とご協力をお願いいたしました。

17日には、第2回越前町空き家等対策協議会を開催し、前回の協議会で委員の皆様からいただいたご意見を基に改定を進めている越前町空き家等対策計画について検討いたしました。

19日には、越前陶芸村文化交流会館で開催されたO T A I K O座明神、文部科

学大臣地域文化功労賞受賞記念祝賀会に出席し、和太鼓演奏を通じて芸能文化の普及振興に尽力し、長年にわたり地域文化の振興に貢献された功績をたたえ、お祝いを申し上げます。

25日には、越前町国際交流のつどいが生涯学習センターで開催され、町民の参加者らはインドネシアなど、4か国の講師の方と一緒に料理をしながら和やかに交流を深めました。

27日には、当町最初の企業版ふるさと納税でご寄附いただいた株式会社エフアンドエム様に対し、感謝状を贈呈いたしました。

28日には、丹生高校生による探究活動発表会があり、「越前町により住みたくなる」をテーマに、空き家問題、特産品グルメ、フォトスポットの3つの施策の発表を受けました。いずれも今後のまちづくりの参考となる若者らしい、すばらしい報告であったと感じております。

12月定例会以降の主な行政の対応等につきましては以上でございます。

最後に、本定例会には報告案件1件、承認案件3件、議案第2号 越前町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてほか29議案を提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議を賜り、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、令和5年3月定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（笠原秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により私のほうより指名いたします。7番 高田浩樹君、8番 藤野菊信君、以上2名の方を本定例会会期中の署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（笠原秀樹君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（笠原秀樹君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。
なお、会期中の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3 諸般の報告

- 議長（笠原秀樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長、副議長の諸会合への出席状況報告書と閉会中に開かれました一部事務組合議会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、監査委員より令和4年11月分から令和5年1月分に関する例月現金出納検査結果の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（笠原秀樹君） 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案についての内容説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年1月16日、越前町上糸生地係の朝日西保育所駐車場内において、保育所が管理するプロパンガス保護用の鉄製囲いの一部が強風で飛ばされ、駐車中の自動車と接触し、損傷を与えた事故に関し、双方の過失割合と費用負担について合意に達しましたので、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年2月7日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町一般会計補正予算（第15号））

○議長（笠原秀樹君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町一般会計補正予算（第15号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町一般会計補正予算（第15号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、1月24日から30日にかけての寒波の襲来により除雪出勤回数が増加し、今後の除雪費用に不足が見込まれること及び落雷によりオタイコ・ヒルズの電気設備が被害を受け、早急に修繕する必要があること並びに簡易水道事業と集落排水事業の特別会計予算の補正に伴い繰出金が必要となったため補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年2月2日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第15号）は、歳入歳出それぞれ4,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,357万1,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、衛生費の簡易水道費には簡易水道事業特別会計繰出金を、農林水産業費の農地費には集落排水事業特別会計繰出金を増額いたしました。

次に、商工費の観光施設費にはオタイコ・ヒルズの修繕料を増額いたしました。

次に、土木費の道路橋りょう維持費には消雪路線における散水管等の修繕料を、除雪費には除雪車の修繕料や除雪業務委託料など、除雪に要する見込額を増額い

たしました。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算を調整いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（笠原秀樹君） 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、1月24日からの寒波による凍結で水道管が破裂し、緊急対応が必要となり職員の時間外勤務が増加したため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年2月2日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

専決処分いたしました簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,567万7,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、一般管理事業において超過勤務手当を増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額し、補正予算を調整いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（笠原秀樹君） 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、1月24日からの寒波による暴風雪で玉川処理場の高圧受電設備が破損し、早急に修繕が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年2月2日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

専決処分いたしました集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,134万8,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費の施設管理費におきまして、工事請負費を増額いたしました。

歳入につきましては、農業集落排水事業債及び一般会計繰入金を増額し、補正予算を調整いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第2号 越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（笠原秀樹君） 日程第8 議案第2号 越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第2号 越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、所要の事項を規定するため、越前町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 議案第3号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第9 議案第3号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第3号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、福井県の最低賃金の改定及び人事院勧告に基づく本町の一般職の職員の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料体系を見直し、処遇改善を図るために所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 議案第4号 越前町ふるさと再生寄附条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第10 議案第4号 越前町ふるさと再生寄附条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第4号 越前町ふるさと再生寄附条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、ふるさと再生寄附金として受領した寄附金の一部について、ふるさと納税の返礼品などに要する経費の財源に充てることのできるように、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第5号 越前町税条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第11 議案第5号 越前町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第5号 越前町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、税収の早期確保等を目的に固定資産税において設けられております前納報奨金制度について、社会情勢の変化に伴い納付方法が多様化し、納税者の利便性及び自主納付に対する意識も向上したことから本制度を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第12 議案第6号 越前町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第12 議案第6号 越前町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第6号 越前町国民健康保険税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得額について所要の見直しを行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第7号 越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第13 議案第7号 越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第7号 越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほか、2つの条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第8号 越前町子ども・子育て会議条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第14 議案第8号 越前町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第8号 越前町子ども・子育て会議条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、越前町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第9号 越前町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（笠原秀樹君） 日程第15 議案第9号 越前町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第9号 越前町国民健康保険条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されるため、越前町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第10号 越前町勤労青少年ホーム条例の廃止について

○議長（笠原秀樹君） 日程第16 議案第10号 越前町勤労青少年ホーム条例の廃止についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第10号 越前町勤労青少年ホーム条例の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、社会情勢の大きな変化に伴い、勤労青少年ホームの設置意義が薄れ、また、施設の老朽化も著しいことから、越前町西田中第8号27番地1にあります越前町勤労青少年ホームの用途を廃止するため、条例を廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第11号 令和4年度越前町一般会計補正予算（第16号）

○議長（笠原秀樹君） 日程第17 議案第11号 令和4年度越前町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第11号 令和4年度越前町一般会計補正予算（第16号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ4,773万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6,130万3,000円と定めるものでございます。

今回の補正予算につきましては、主に本年度に実施してまいりました各事務事業の既決予算額を事務事業費の精算見込みなどにより増額または減額いたしました。

また、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるため、積立金を増額いたしました。

それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。

まず、総務費ですが、財産管理費では、バス運行代行委託料を精算見込みにより減額いたしました。企画費には、バス路線の維持を支援するため、生活交通路線維持支援補助金を増額し、通学支援補助金を精算見込みにより減額いたしました。安心・安全なまちづくり費には、電気料の高騰に伴い、防犯灯の光熱水費を増額いたしました。

次に、民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費には、サービス利用者数の増加により障害福祉サービス費を増額し、児童福祉費の保育所費には、国家公務員の給与改定による職員処遇改善に伴う指定管理委託料と、広域保育児童の増加に伴う広域保育委託料及び中軽度の障害児童の増加に伴うふれあい保育推進事業補助金を増額いたしました。また、児童措置費では、子育て世帯生活支援特別給付金を精算見込みにより減額いたしました。

次に、衛生費でございますが、予防費では、子ども予防接種委託料やがん検診等委託料など、精算見込みにより減額いたしました。環境衛生費には、鯖江広域衛生施設組合負担金について、廃棄物処理場建設改良基金の積立てにより増額いたしました。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費には、有害獣捕獲数の実績見込みにより捕獲謝礼等を増額し、中山間集落農業支援事業補助金や、儲かるふくい型農業の総合支援事業補助金などを精算見込みにより減額いたしました。また、林業構造改善費では、県単治山事業の県単治山工事費を、水産業振興費では、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る漁業資材高騰対策支援補助金を精算見込みにより減額いたしました。

次に、商工費ですが、商工業振興費では、越前焼振興における越前焼独立創業支

援事業補助金や、新型コロナウイルス感染症対策事業に係るクーポン券発行運営委託料などを、観光費では、民宿リニューアル支援事業補助金を、観光施設費では、観光施設の備品購入費を精算見込みにより減額いたしました。

次に、土木費ですが、道路橋りょう維持費には、国からの補正内示に伴い、道路メンテナンス事業に係る道路構造物補修工事費を増額し、除雪費では、入札差金により除雪用建設車両の購入費用を減額いたしました。また、都市計画総務費では、景観まちづくり事業に係る福井の伝統的民家活用推進事業補助金を、住宅管理費及び住宅用地造成費では、町営住宅改修費や住宅関連の補助金などを精算見込みにより減額いたしました。

次に、消費費ですが、常備消費費では、鯖江・丹生消防組合負担金を前年度繰越金の確定により減額いたしました。

次に、教育費ですが、小学校及び中学校費の教育振興費では、生活支援員や小・中学校講師の報酬などを精算見込みにより減額いたしました。社会教育費及び保健体育費では、各種大会等の補助金や関連経費などを精算見込みによりそれぞれ減額いたしました。

最後に、諸支出金でございますが、財政調整基金費には、地方財政法の規定による前年度の純繰越金の2分の1相当額を積み立てるため、積立金を増額いたしました。

続きまして、歳入の主な内容をご説明申し上げます。

町税につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税の実績見込みなどにより増額いたしました。

地方譲与税及び利子割交付金から地方特例交付金までの各交付金につきましては、交付額の見込みにより、それぞれ増額または減額いたしました。

負担金、使用料及び手数料、国・県支出金につきましては、各事務事業費の精算見込みまたは確定により、それぞれ増額または減額いたしました。

財産収入のうち利子及び配当金につきましては、各基金で生じた預金利子を増額し、財産売払収入では、土地及び物品の売払代金を増額または減額いたしました。

繰入金のうち財政調整基金及び減債基金からの繰入金につきましては、既決予算額の減額に伴い、それぞれ減額いたしました。

繰越金につきましては、前年度決算上の純繰越金を増額いたしました。

町債につきましては、事業費の精算見込みまたは確定により、各事業債を増額または減額いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第18	議案第12号	令和4年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第13号	令和4年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第14号	令和4年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第15号	令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
日程第22	議案第16号	令和4年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第17号	令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
日程第24	議案第18号	令和4年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（笠原秀樹君） 日程第18 議案第12号 令和4年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第24 議案第18号 令和4年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括して議題といたします。本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第12号から議案第18号までの特別会計補正予算7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第12号 令和4年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ6,393万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ24億5,025万円と定めるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費の審査支払委託料において不足が見込まれるため増額計上いたしました。また、保健事業に余剰金が見込まれるため減額計上いたしました。さらに、国保財政基盤強化のため国民健康保険基金積立金を計上いたしました。

歳入につきましては、県支出金及び一般会計繰入金等を充当し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第13号 令和4年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2,175万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,691万6,000円（保険事業勘定24億5,363万3,000円、介護サービス事業勘定328万3,000円）と定めるものでございます。

保険事業勘定の歳出につきましては、事業費の精算見込みにより、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費を増額し、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び地域支援事業費等を減額いたしました。また、介護保険事業の安定的な運営を確保するため、介護保険基金積立金を増額いたしました。

歳入につきましては、国・県支出金及び支払基金交付金等をそれぞれ減額し、前年度繰越金を増額いたしました。また、介護サービス事業勘定の歳出につきましては、事業の精算見込みにより人件費を増額し、一般会計繰出金を減額いたしました。

歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入及び前年度繰越金をそれぞれ増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第14号 令和4年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,150万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3億980万7,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付事業費の精算見込みにより、福井県後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金等を充当し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第15号 令和4年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1,105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億461万9,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、一般管理費において消費税を減額し、施設管理費では、簡易水道施設修繕工事の精算見込みにより工事請負費を減額いたしました。

施設建設費においては、固定資産台帳整備業務委託料及び水道事業ビジョン策定

業務委託料を精算見込みにより減額いたしました。

歳入につきましては、水道使用量の減少による現年度使用料及び一般会計繰入金をそれぞれ減額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第16号 令和4年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ712万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億973万5,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、公共下水道事業費並びに特定環境保全公共下水道事業費の入札差金及び事業費の精算見込みにより、施設管理費等を減額いたしました。

歳入につきましては、使用料の収入見込みにより、公共下水道特定環境保全公共下水道過年度使用料及び一般会計繰入金をそれぞれ増額し、下水道事業債を減額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第17号 令和4年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ456万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,678万8,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費並びに漁業集落排水事業費の入札差金及び事業費の精算見込みにより、施設管理費などを減額いたしました。

歳入につきましては、使用料の収入見込みにより漁業集落排水現年度使用料を減額、農業集落排水及び漁業集落排水過年度使用料を増額、一般会計繰入金及び集落排水事業債をそれぞれ減額し、補正予算を調製いたしました。

最後に、議案第18号 令和4年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第3号）は、前年度繰越金の確定に伴い所要の補正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第25 議案第19号 令和4年度越前町上水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（笠原秀樹君） 日程第25 議案第19号 令和4年度越前町上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第19号 令和4年度越前町上水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、資本的収入において水道加入金の増及び天神橋添架管の補償費の確定に伴い、所要の補正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠原秀樹君） ここで暫時休憩をいたします。

11時ちょうど、再開いたします。定刻までにお集まりください。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（笠原秀樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第26 一般質問

○議長（笠原秀樹君） 日程第26 一般質問を行います。

質問者は、通告書に基づき要領よく簡潔に質問をお願いいたします。また、答弁については的確をお願いいたします。

質問の順は、お手元に配付の一覧表の順により行います。

順番に発言を許します。

なお、発言者はマスクを外して質問をしてください。

初めに、一問一答方式での一般質問を行います。

3番、吉田憲行君。

3番（吉田憲行君）登壇

○3番（吉田憲行君） 今回の定例会質問から、発言者はマスクを外して質問することとなりました。マスクを外させていただきます。

新型コロナウイルスも沈静化してきており、以前の生活環境に戻りつつあります。3月13日はマスク着脱も個人の判断に委ねる方針となりましたが、今後、マスクについて、つける、つけないで、その人を揶揄することのない社会であり続けることを私は切に願います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行いたいと思います。

まず、越前町が保有している土地の有効利用についてを質問いたします。

越前町では、公共施設の長寿命化に向けて、越前町公共施設等総合管理計画を推し進めております。この計画では、町有財産の中で対象となるものが公共施設及びインフラ施設であり、今回、私が質問したいのは、この計画の対象ではない町有の土地についてであります。

現在、保有している町が保有している土地財産は278万平米あります。その町保有土地の中で、質問したい保有土地は、越前地区のアクティブランド運動場と宮崎地区の宮崎総合運動場であります。

まず、越前地区にあるアクティブランド運動場についてご質問いたします。

アクティブランド運動場の面積及び利用状況について、お教え願います。

○議長（笠原秀樹君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原辰彦君） それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、アクティブランド運動場は平成6年度に整備され、面積は7,800平米で、翌年度には屋外ステージも整備されています。

以来、多くの方々に利用され、令和元年度には3,771人の利用がありました。内訳といたしましては、グラウンドゴルフ大会、荒磯ゲートボール大会などのスポーツ関係で1,771人、越前みなと大花火、観光連盟による越前がに朝市などの駐車場としての利用が2,000人です。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりイベント等の規模を縮小したため、利用者は1,822人でした。内訳は、グラウンドゴルフ大会や秋季スポレク大会などのスポーツ関係で222人、観光関係での駐車場利用で1,600人です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

このアクティブランド運動場は、本来の目的である運動での利用は少なく、アク

ティブハウス越前におけるイベントでの駐車場として利用する一方、グラウンドは土であるため、雨天時には利用不可となります。越前地区には、他に小・中学校等の様々なグラウンドがあるため、地区の体育イベント、グラウンドゴルフ大会等を行うための運動場は十分足りているのではないかと私は思います。

そこで、第2の質問です。

町として、今後アクティブランド運動場を現状のまま利用すると考えているのかどうか、所見をお聞かせ願います。

○議長（笠原秀樹君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原辰彦君） アクティブランドの運動場の利用状況といたしましては、年に数回のスポーツ大会の開催とイベント駐車場としての利用が主なもので、利用者の割合もイベント時の駐車場としての利用が約5割を占め、運動場という本来の役割を十分果たしているとは言えません。

しかしながら、来年度以降も大会やイベントでの利用が計画されています。例えば、令和5年度には越前地区体育祭、議長杯グラウンドゴルフ大会、春季交流ペタンク大会、荒磯ゲートボール大会等が計画され、議員ご指摘のとおり観光イベント時の駐車場としても利用される予定です。

また、小・中学校の運動場を活用してはどうかのご意見でございますが、越前地区の小・中学校は全て海岸段丘上にあり、地区住民の多くに利用していただくには道路状態が悪く、駐車場も少ないといったデメリットもあります。

教育委員会といたしましては、存続の方向で継続して活用していきたいと考えておりますが、このアクティブランド運動場は道の駅越前と隣接し、エリア的には観光拠点エリアとなるため、イベントスペースや駐車場としてのニーズも高いと思われます。こうした状況から、アクティブランド運動場の最も有効な活用方法について、スポーツ、観光など、多目的に利用できる施設に再整備することも検討すべき時期に来ていると思われまます。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） まさに今申したとおり、道の駅のエリアに体育館があったり運動場があったりすれば、越前町、ひいては福井県の代表たる観光拠点としての効果はどの程度のだろうというふうに、私は思います。町民憩いのイベントはもちろん大事であります。あえてアクティブランド運動場で行わなくてはいけないのだろうかと感じます。

来年、北陸新幹線が敦賀まで開通しても、越前町には今までどおり観光バス、自家用車、レンタカー等での来町が中心となります。アクティブランド運動場を常設の駐車場化することで、イベントにおいて従来の駐車場を飲食ブース、販売ブースに利用できると思います。当然に地区の人の思いもお聞きする必要はありますが、これからの時代に即した活用法を考えたらどうかと思います。

町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

アクティブランド運動場の常設駐車場化とのご提案ですが、このアクティブランド運動場は過去にも改修を検討したことがありました。そのときには、運動場を全面駐車場にする案や、駐車場と運動場を反面ずつにする案など、複数の改修案を検討したようですが、事業化には至っておりません。その後、アクティブハウス越前北側の民間施設を購入し、駐車場として整備することで、このエリア一帯

における駐車場の確保を図っております。

しかし、大型連休や夏休みなどの旅行シーズンには多くの観光客が訪れており、駐車場が満車になることがあります。また、道の駅でイベントを開催するときには運動場を臨時駐車場として使用していますが、議員ご指摘のとおり雨天時には土のグラウンドであるため利用ができず、その際には少し離れた厨漁港を臨時駐車場にし、来場者をシャトルバスで送迎しています。

今後、北陸新幹線の県内開業や中部縦貫自動車道の開通によって本町への観光客の増加が見込まれる中、本町の主要な観光拠点の一つであるこのエリアの駐車場確保は大変重要であると考えます。こうした観光ニーズと現在のスポーツ施設としての利用状況を踏まえまして、駐車場の拡張を含めた改修を検討したいと考えています。

今後、地元の方々やスポーツ団体などの意見もお聞きし、また教育委員会と調整を図りながら、駐車場と運動場という異なる需要に対応した土地利用と、越波対策の必要性といった改修の具体策や必要な財源の確保など、事業化に向けて協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 様々な年代の方の意見に耳を傾け、小さな投資で大きな効果を発揮できるよう期待したいと思います。早急に協議、お願いいたします。

次に、宮崎地区の宮崎総合運動場についてご質問いたします。

宮崎総合運動場の面積及び利用状況についてお教え願います。

○議長（笠原秀樹君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原辰彦君） まず、運動場の面積は2万4,691平米です。

利用状況でございますが、宮崎総合運動場は昭和60年2月に開設され、村民体育大会等で利用されてきました。以前には、町内の小学校が参加する小学校郡陸上記録会等も開催されていましたが、令和元年度の利用者数は2,577人で、地区体育祭、宮崎地区ペタンク大会などで利用されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からの利用実績はございません。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 宮崎総合運動場は陸上競技場ではありますが、走路が土でできているため、タータン、全天候型の競技場と比較して公式な大会は開催されづらいと思います。以前は小学校の鯖江地区の連合体育大会もやっていたけれども、今はもう鯖江の陸上競技場にとって代わられております。加えて、陸上競技以外の用途でも利用者が少なく、地区の体育大会での利用でも、400メートル、グラウンド取れるんですけども、内側の200メートルのグラウンドの利用ということで、ほとんど効果を発揮しておりません。つまり、土地を有効利用されていないというのが現状でございます。

スポーツが多様化する中において、今後、少額の資金を投下し整備することで様々なスポーツに活用できる競技場にできないものでしょうか。土地は建物と違い消耗度合いは少ないと思いますが、その件に関し、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、宮崎総合運動場は全天候型の陸上競技場とは異なり、公式大会の開催はなく、宮崎地区体育祭以外の行事ではほとんど利用されず、有効に

活用できているとは言えません。また、施設の維持管理経費として毎年約150万円を要するほか、昨年末にはグラウンド中央部に暗渠排水の経年劣化によるものとみられる陥没が確認され、表土も粘土質となっているなど施設全体の老朽化が進んでおり、これらを全て改修すると、多額の費用を要することが想定されます。

今後は、利用状況や町民のニーズの把握に加え、少子高齢化や人口減少といった現実的な問題とも照らし合わせながら、町全体のスポーツ施設の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 土地は建物と違い、利用しなくてもさほど邪魔となるものではなく、危険度も少ないですが、そのときの行政等がその時代に即して造成した土地だからこそ、今の行政がこの時代に即した利用法を考えるべきではないでしょうか。経年劣化は仕方がないにしても、年間ほとんど利用がない現状で、年間経費150万はどうだろうかと感じてしまいます。土地は建物と違い、大きな公費を投入することなく有効利用できればと考えます。町民の方も含め、他の町財産の活性化を今後も考えていくべきと存じます。

次に、第2の質問をさせていただきます。

越前陶芸村の現在及び今後の活用について質問いたします。

勝山市には恐竜博物館があるように、越前町にも全国に誇れる越前陶芸村があります。

まず、越前陶芸村の運用形態について質問いたします。

越前陶芸村は、芝生公園周辺施設も含め大変広い施設と思いますが、運営形態はどのようになっているのか、再度お教え願います。陶芸村の維持管理面も含めお願いいたします。

○議長（笠原秀樹君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） それでは、吉田議員のご質問にお答えします。

越前陶芸村は、越前焼の振興と発展を目的として昭和46年に整備されました。この陶芸村の中には、福井県と越前町がそれぞれ所有する施設があります。福井県が所有する施設としまして、越前陶芸公園、福井県陶芸館、越前古窯博物館、福井県工業技術センター窯業指導分所があります。

越前町が所有する施設は、越前陶芸村文化交流会館、樹香苑、点心庵、洗心亭、竹林庭園があります。

これらの施設の管理運営につきましては、福井県が所有する越前陶芸公園と福井県陶芸館及び越前古窯博物館は、福井県との指定管理契約により旅行会社H I Sが、公園や建物の維持管理を含めた運営全般を行っております。また、福井県工業技術センター窯業指導分所は県が直営で維持管理を行っております。

本町が所有する施設のうち文化交流会館は、一般財団法人越前町公共施設管理公社が指定管理契約により管理運営を行い、樹香苑、点心庵及び洗心亭は個人との賃貸借契約を締結し、それぞれが宿泊施設や飲食店として営業しています。また、竹林庭園につきましては、町が直接維持管理を行っております。

以上でございます。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 福井県陶芸館での年間を通じたイベントや越前陶芸まつり、春まつり、秋まつり等の町民はもちろんですが、県民、県外の方など、毎年楽しみに

参加されている方が多いと聞いております。

ここでよく言われることですが、越前陶芸まつり期間以外で遊びに行っても、気楽に食べる場所も食べ物を販売している場所も少なく、全くわくわく感がない。また、長期間滞在するには子どもたちも飽きてしまうという意見がよく聞かれます。以前に一般質問で陶芸村の入口にある旧おむすびチェーン、要は越前陶芸村活性化施設の整備計画について町の回答をいただきましたが、その回答では明確な回答は得られませんでした。

冒頭での越前町公共施設等総合管理計画では、今後の方向性は廃止または用途変更予定となっております。

ここで質問いたします。

イベント等に参加された方々が、1日長く滞在していただけるためにも、越前陶芸村活性化施設は何かしら必要と考えます。現時点でよいのですが、旧おむすびチェーンの具体的な方向性が今出ているのでしたらお教え願います。

○議長（笠原秀樹君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） 旧おむすびチェーンにつきましては、飲食の提供などにより陶芸村全体の活性化を図ることを目的として整備を検討してまいりました。しかし、築40年以上が経過し老朽化が激しいことから、再利用について建築士に相談したところ、補強を含めた躯体組み直しの必要があるとの見解でした。このようなことから、改修による施設の活用を断念し、令和5年度予算に施設解体に係る設計委託料を計上させていただきました。

今後は、建物解体後の土地利用について早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 入口にあって大変目立つ場所にあるので、早急に考えていただきたいと思うんですけども、今、各地にキッチンカーでの飲食提供がはやっております。飲食関係を強化すれば越前陶芸村が活性化するとは言いませんが、来村にわくわく感が出ると思います。施設を建設すれば、それに付随してランニングコストも発生します。このような身軽な活性化対策はないものなのでしょうか。

また、大学生や専門学校生の実践の場として陶芸村を開放して、飲食ブースや販売ブースを出展してもらおうような場所を提供してもらおうのはどうでしょうか。料理学校を関連校としている県内の大学、料理専門学校に働きかけることは可能なのでしょうか。

ここで質問いたします。

現在、越前町と飲食関係など、サービス業についての大学等の包括契約など、提携協定は締結しているのでしょうか。もししていないのであれば、そのような契約は可能なのでしょうか、お答え願います。

○議長（笠原秀樹君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） 本町と大学など、教育関連機関との協定の締結につきましては、包括的なものや飲食など、サービス業といった特定の分野に限ったものも含めて、これまで協定を締結した実績はございません。

一方、県内では、大学と産業や文化、学術教育など、他分野における相互協力協定や包括的な連携協定を締結している自治体もございます。本町におきましても、そういった県内の先行事例を参考に、他分野における協力協定や連携協定を締結することは可能であると考えます。

なお、地域と大学との連携という形にはなりますが、現在、上岬地区を中心に地域活性化策の提案に取り組んでいる福井県立大学や熊谷地区で体験プログラムを企画運営する京都外国語大学などが、大学のゼミや授業の一環として、地元の方々や地域の団体との交流機会を設けてフィールドワークに取り組んでいる事例もごございます。

以上でございます。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） よく新聞なんかで、大学生が上岬の水仙を手伝っているということで、大変心強いことだと思います。今後この越前陶芸村は、陶芸関係の方々はもちろんのことですが、福井県や指定管理者、協力業者、大学等教育関係、若者と協力し合いながら、すばらしい越前陶芸村を県外から、町外から、そして町民から、ぜひ一度訪ねたい、また訪ねたいと思われるような施設にしたいものです。町長はどのようにお考えですか、お答えいただけたらお願いします。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

越前陶芸村は県内で唯一、日本の都市公園百選に選ばれ、越前焼を学ぶ、買う、体験することができるクラフトパークとして県内外の多くの方に利用いただいております。私も陶芸村は緑豊かで静寂に包まれた憩いの場所であり、また、本町が誇る伝統工芸、越前焼の振興と発展には欠かすことができない場所であると考えています。その陶芸村における長年の課題として、議員もご指摘のとおり、気軽に飲食ができる施設の不足が言われております。

町といたしましても、そのような課題の解決に向け旧おむすびチェーンの活用を検討してまいりましたが、老朽化により再利用を断念し、解体することとしました。今後は、先ほど議員がおっしゃってございました県内の大学や専門学校との連携によるサービスの提供などといった柔軟な施設運用も必要ではないかと考えます。

町といたしましては、陶芸公園の設置者である県当局や指定管理者のH I Sに、柔軟で効果的な施設の運用を働きかけていくとともに、陶芸村内の関係者と新たな取組みについて協議してまいります。また、キッチンカーの誘致など、町所有の土地の有効な活用法を検討し、陶芸公園の活性化を図りたいと考えております。以上です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

県立陶芸村なので、県から予算を引っ張っていただいて、町として立派な施設にさせていただきたいと思っておりますし、今後、陶芸を中心としたクラフトパークとして、早急に施設の活性化を進めていくように、この場で切に願います。

最後に、この越前陶芸村内にある屋内多目的運動場、花みずき炎ぼの館についてご質問いたします。

炎ぼの館は、当初どのような目的で建設されたのでしょうか。また、現在の利用状況はどのようになっているのかお教え願います。

○議長（笠原秀樹君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原辰彦君） 炎ぼの館は、雨天や降雪時でも室内で多目的にスポーツが楽しめるよう平成13年2月に建設されました。建設当時はゲートボールでの利用が多く見られましたが、近年ではグラウンドゴルフ等の練習場として利用されています。

利用人数は、令和元年度が1万3,430人、令和3年度が3,544人です。施設の利用状況ですが、グラウンドゴルフ2団体とスポーツ少年団の合わせて3団体が定期利用しています。その他の利用として、しだれ桜まつりや越前陶芸まつりなどのイベント時に、来場者や関係者の休憩所として利用されています。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 先ほどの越前町公共施設等総合管理計画では、炎ぼの館の方向性は現状維持となっておりますが、括弧書きで要検討と記されております。越前陶芸村内の施設であり、活性化の意味でも要検討と記されているのであれば、隣接のスポーツ広場、テニスコートもございしますが、それも含めた何かできるのではないのでしょうか。まず、要検討とはどのような意味なのか、町として何か考えがあるのでしたら、町長、ぜひお答え願います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

炎ぼの館の今後の方向性につきましては、公共施設等総合管理計画の中で現状維持（要検討）とされております。この要検討の意味は、今後も用途変更や統廃合について継続して検討していくという意味合いで記載してあります。炎ぼの館は屋内多目的運動場であるため、体育館とはまた違った利用方法も考えられます。今の時点では具体的な案はございませんが、隣接するスポーツ広場を含めて、町民が親しめる施設を目標として、今後も検討を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠原秀樹君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

今後、定住人口が減少する中で交流人口を増やしていかななくては、越前町の将来発展はありません。そのためには時代に合った施設、土地の有効活用により、定量面では財政、観光収入、また定性面である町民の生活、越前町のイメージを高めていかななくてはなりません。

私個人的には、今までがこうだったからこうだという概念は、これからは通用しなくなると思います。あらゆる世代の意見をくみ上げながら、行政と町民の方々が知恵を出し合い、無駄が少ない土地・施設運用を目指していきたいと切に願いながら、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠原秀樹君） これで、吉田憲行君の一般質問を終わります。

次に、7番、高田浩樹君。

7番（高田浩樹君） 登壇

○7番（高田浩樹君） それでは、マスクを外させていただきます。

それでは、通告書に基づき、越前町のDX推進について質問をしていきます。

DXといいますと、デジタルトランスフォーメーションの略なんですけれども、「DX」の「D」が「Digital」の「D」と、最初にDが来ますのでデジタルがメインなのかなと思うんですけれども。思いがちなんですけれども、その後の「X」、「Transformation」、こちらのほうが重要なんじゃないかなと思います。トランスフォーメーションはどういう意味かというと、トランス、変異する、移行するというのと、フォーム、形、形式、形態、それが合わさって、大きく形や形態が様変わりしていくと、そういった意味がトランスフォーメーションという意味になります。

以前、よく似た言葉でICT化という言葉をよく聞いたと思うんですけれども、

ICT化といいますと、組織や業務の効率化のために情報通信技術にもう代替えしていく、そういった話であったんですけども、DX、最近の国の公文書とかではDX、DX、DXと言っているんですけども、何か意味があるからDXという言葉を使っているんだと思うんですね。

それで、DXの目的というのは、適切にそれを使ってトランスフォーメーション、非常に大きな変化、様変わりしていく、情報通信技術に代替えしていく、そういった限定的な範囲を超えて、デジタルを使って大きく変革を起こしていく、そういうことでDXを推進して行くんだということなんだと思うんですけども、そこで、本町におけるDXの意義について、町長に見解を伺います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

自治体DXを推進する背景には、住民、行政の両面で様々な事情があります。

まず、労働人口の減少に伴い、役場や地域を担う人が年々減少しています。一方で、住民のライフスタイルが変化する中、住民一人ひとりのニーズも多様化しています。このため行政の仕事は複雑化し、多岐にわたるようになりました。職員数は減少しているものの業務は多岐にわたるため、職員の業務量は増加しています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、非対面、非接触が主流となり、デジタル技術の導入が加速化していることも、DXを推進する一因であると考えています。

自治体DXには、様々なメリットがあります。住民のメリットとしては、役場に来ることなく、いつでもどこからでも各種届出や申請ができるようになることや、行政情報が開示され、オープンデータなどが利用できることがあります。行政のメリットとしては、デジタル技術の活用により労力が削減できることや、提出情報と保存情報のデジタル化に伴い、確認作業の手間が省け、人的ミスも削減できます。また、書類保管が不要になることもメリットの一つです。

自治体DXとは、デジタル技術やデータを活用した行政サービスにより、住民の利便性を向上させるとともに職員の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが、自治体DXの意義であると考えております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今回の町長のご答弁にもありましたけれども、大きなデジタルを捉えていくということで変革を起こしていくという、基本的にはそういう内容だったと思います。

国のデジタル化に関するこれまでの施策なんですけれども、2001年にe-Japan重点計画というのがありました。そこで、全ての国民がITメリットを享受できる社会を目指し、実質的に全ての行政手続の電子化等を行う。業務改革、省庁横断的な類似業務、事務の整理・制度法令等の見直しを実施するとあったんですね。これは改めて言いますが、2001年にこれは計画を出されているんです。これは、今、デジタル庁が言っていることとほとんど同じなんです、この言っている内容が。

それから約20年後たちまして、2020年、当時のデジタル改革担当大臣が、我が国のデジタルに関し、せっかく良質なインフラがあるのに、新型コロナという事態でうまく使い切れなかった。日本の過去のインフラ投資やIT戦略は全く役に立たなかったと述べています。この20年の間、デジタルに関し、国は戦略

をつくり、目標化、計画化して、その都度様々な、いろんな試みをしてきました。ここで詳細は省きますけれども、本当にこの間、いろんなことをやってきております。

2000年初頭から今と同じような構想を持ち、何が問題か分かっていながら、我が国のデジタル化というのは進んでこなかった、あまりうまく進まなかった。そういった中、新型コロナ対応で他国との比較もあって顕在化し、また、それらの対応とともに、今後の社会情勢の変化を鑑みますと、我が国としては、もうこれはやっていかなければいけないということで、強い意志でもって自治体を巻き込みながら、行政におけるデジタル化の推進に舵を切って、現在のDXの推進があるのだと思います。

具体的には、2020年12月に総務省より自治体DX推進計画が発表され、それからデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、これを打ち出しました。それで、2021年にこの方針等を踏まえて、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律など、いわゆるデジタル改革関連6法が成立されました。このような背景がある中で、自治体DX推進計画を基に、本町のDXは進められていると思うんですけども、それらの現状、現在地としてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（笠原秀樹君） 総務理事。

○総務理事（杉本恭伸君） それでは、お答えいたします。

当町では、国が定めた自治体DX推進計画に基づき、DXの推進を行っております。この自治体DX推進計画には、6つの自治体が重点的に取り組むべき事項、内容が掲げられています。これらに対する当町の現状をお答えします。

1つ目は、自治体の情報システムの標準化、共通化ですが、これは令和7年度までに、自治体が使用する住民情報や税情報など、18業務のシステムを国が定めたシステムへ移行するものですが、現在、現有システムと新システム間の適合度合いと乖離度合いの分析を行っております。

2つ目は、マイナンバーカードの普及促進ですが、2月19日現在のマイナンバーカードの申請率は81.06%、交付率は67.19%で、県の年度末目標である申請率80%をクリアしております。

担当課では、普及促進を図るため、夜間延長窓口や休日窓口の開設、出張申請、各種イベントでの臨時窓口の開設などを行っております。また、職員が各種会議や地元集会において、マイナンバーカードの取得を依頼しております。

3つ目は、行政手続のオンライン化ですが、これは国が指定した27手続きについて、住民がオンラインで手続きするところができるシステムですが、これは既に運用を行っております。

4つ目は、自治体AI、RPAの促進ですが、役場に多く寄せられるお問合せについて、今年度からウェブ上に自動で回答を表示するチャットボットを活用し、対応しています。

5つ目は、テレワークの推進ですが、テレワークができる環境は既に整備されており、これまでにコロナ感染症の濃厚接触者となった職員がテレワークを実施しています。

6つ目は、セキュリティ対策の徹底ですが、町では個人番号を利用する、個人番号利用事務系と、財務会計や庶務事務を行うLWAN系、外部インターネットの接続やサービスを提供するインターネット接続系の3つのネットワークを分離する三層分離の対策を実施し、セキュリティ対策を行っております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 今、DXの推進の現状についてお聞きしましたけれども、この推進、どのようにやっているのか、組織体制について伺いたいと思います。

○議長（笠原秀樹君） 総務理事。

○総務理事（杉本恭伸君） 当町のDXは、令和4年4月に情報統計室から名称を変更したDX推進室が各事業担当課と連携しながら推進を行っております。今後、担当課だけでなく各課からの職員をDX推進委員として選任するなど、庁内で横断的にDXを進められるような組織体制の整備も進めてまいります。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 先ほどの現状の際のご答弁で、自治体情報システムの標準化、共通化、あと行政手続のオンライン化に関して話がありましたけれども、これらの2つ、法令の根拠がある、いわゆる法定DXと言われるものです。

これらの内容について、先ほどご答弁もありましたけれども、特に重要なことなので深掘りしてお聞きしたいのと、このシステムの標準化、共通化、これは令和7年度末までの移行と、割と厳しいスケジュールかなと思う部分もあるんですけども、その点に関して見通しどうなっているのかお聞きします。

○議長（笠原秀樹君） 総務理事。

○総務理事（杉本恭伸君） では、お答えします。

先ほどのご質問の答弁と一部重複をいたしますが、自治体システムの標準化、共通化とは、令和7年度までに自治体が使用する住民票などの住民情報や固定資産税などの税情報、児童手当などの福祉情報18業務において、国の策定する標準仕様書に準拠したシステムへ移行するものです。

これまで、自治体ごとに情報システムのカスタマイズを行っており、改修時の費用が大きく、また情報システム間の調整が負担となりクラウド化が進みませんでした。

今後は情報システムを標準化、共通化することにより、人的、財政的な負担の軽減を図り、各自治体の共同利用が可能になります。現在、システムを運用している福井県丹南広域組合と連携し、令和7年度完成に向けて、国の計画に遅れることなく整備を進めております。

次に、行政手続のオンライン化とは、住民がマイナンバーカードを用いて行政の窓口手続をオンラインで申請することにより、役場に出向く必要があった申請や届出等の手続きをいつでも、どこからでも行うことができるシステムです。妊娠の届出など子育て関係15手続き、要介護・要支援認定の申請など介護関係11手続き、罹災証明書の発行申請の被災者支援関係1手続き、合計27手続きについて、町のホームページから手続きができます。そのほかに、令和5年度からは生涯学習センターなど、一部施設の利用についてインターネットからの予約を予定しております。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） これまで、現状を中心に聞いてきたんですけども、本町のDXにおいて、現在明らかにされている課題、また想定される課題と、それらの対策について伺います。

○議長（笠原秀樹君） 総務理事。

○総務理事（杉本恭伸君） 当町のDXの課題としては、デジタル人材の確保と育成、データ漏洩等への対策、デジタル化に伴うシステム導入費や機器の更新費用の増加、

デジタルへの移行とデジタル弱者に対するアナログとの両立などがあります。

これら課題に対応するため、まず、デジタル人材の確保と育成については、職員の研修会への参加や県や外部からの人材の派遣が有効だと考えております。また、データ漏洩等への対策については、先ほど申しあげました三層分離対策で、外部メールからウイルス感染を防ぐための無害化処理や情報持ち出しを防止するシステムなどを活用し、データ漏洩等を防止しております。

システムの導入費や更新費用の増加については、新規システムの導入並びに機器の更新に当たり、その費用対効果を十分に見極めながら導入を検討してまいります。

デジタルへの移行とデジタル弱者に対するアナログとの両立については、当面はデジタルとアナログの両立はやむを得ないと考えますが、できることからデジタル化に移行していきたいと思っております。また、デジタル弱者に対しては、スマートフォン教室やパソコン教室を開催し、デジタルに親しんでいただけるよう配慮してまいります。

○議長（笠原秀樹君） 今挙げていただいた課題、どれも重要な課題だと思います。

中で、いくつかちょっとお話ししたいこともあるんですけども、デジタルがあまり得意でない方の対応についてご答弁がありました。これはとても重要な観点だと思います。

国なんですけれども、誰一人取り残さないデジタル社会に向けてということを行っているんですけれども、これなんですけれども、社会において、これまではデジタルは使える人が使ってくださいねという位置づけから、今は、これからは全員に必要なものになってきたという前提があるからこそ、こういうことを言っているのだと思うんですけれども。民間企業であれば、利益の最大化がその目的でありますから、民間企業のDXにおいては、その目的に応じた対象者を絞っていくということもあるかもしれませんが、一方、自治体であれば、全ての住民が対象になります。誰一人取り残さない観点からDXを進めていく、これは本当に大切なことで、ご答弁にもありました、インフラ、端末、リテラシー、助け合える人や組織とのつながりといったことが、自治体として住民に対してどのようにこれからサポートしていけるのか、いくのか、こういったことが重要になっていくと思っております。

先ほど、データ漏洩等の対策に関するご答弁もありました。それとの関連になるんですけれども、今、グーグルであったり、アップルであったり、アマゾンであったり、大型のプラットフォーム企業に対して、個人情報保護はもちろんのこと、取得しているデータの取扱い、こういったことに関して非常に透明性が求められております。自治体も同様で、ある意味大きなプラットフォームでありますし、本人の主体性を問わずに住民データを集められるといった側面もありますから、より強いプラットフォームとも言えます。

先ほど、データ漏洩等の対策として三層分離対策のご説明がありました。どのように情報を取り扱っているのか、そういった説明責任であったり、透明性などを自治体と住民との信頼関係を築いていく上で、そういったことを意識していく必要がこれからあると考えております。

次の質問に関することなんですけれども、DX推進に当たって重大な問題として、これはあくまで一般的によく聞く話なんですけれども、デジタル化を進めることで、職員の方の仕事が増えるということがあります。毎日一生懸命仕事をしている中で、デジタル化によってさらに仕事が増えてしまう。窓口の先であったり、

住民と接する部分、他との機関との連携、そういったものにデジタル化が進んだとしても、窓口から中の部分、役場でのルールを含めた内部環境での業務、そういったものはアナログを前提としているものであれば、デジタルで入ってきたものを最終的にアナログに変換して管理したり保存したりしていくということになりかねません。

例えばですけれども、デジタルで入ってきた情報と全く同じ内容のものを転記したり、また紙媒体に出力したり、ファイリングしたり、場合によっては一度アナログに転換したものを再度デジタル化してしまうと、そういうことが起きているということも一般的な話ですけれども、聞くことがあります。それらは何らかのやむにやまれぬ事情があって、そういうことになっているということなんでしょうけれども、言わば、一部デジタル化が進むことで、職員の方の負担を増やしてしまう。そういうのであれば、最初の町長のDX推進の意義でご答弁された、職員の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくといったDX本来の意味から大きく外れてしまうのではないかと考えます。

デジタルで入ってきたものをデジタルで処理し、デジタルで管理し、デジタルで出力していく、デジタルはデジタルのまま活用し完結できるルールを含めた内部環境を整えていくことで、デジタル化のメリットを最大限に生かし、自動化、省力化、省人化できるところを増やしていき、人海戦術で押し切るようなケースを減らしていく、そういったことがこれから重要だと、より重要になると考えます。

DXの推進とともに、それに応じて内部環境を整備していく、これも広くはDXの在り方だと思うんですけれども、このことに関しての所見を町長に伺います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

総務省の自治体戦略2040構想研究会の第2次報告では、従来の半分の職員でも、自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があると記されています。

半減した職員で業務を遂行するには、事務の在り方を変える必要があります。オンライン手続を推進するための押印廃止やペーパーレス化、電子決済なども業務改革の一環です。内部環境を整えるためには、業務改革はもとより、組織の在り方も変革していくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 先ほど、DX推進の組織体制で、今後検討していくんだということで、担当課だけでなく各課からDX推進委員を検討していきたいというお話がありました。どのような形であれ、これは全庁的、横断的な組織体制で取り組んでいかないといけないことでもありますし、そして、何より町長のリーダーシップ、これが大切になると考えております。

次ですけれども、DX推進の意義において、町長のご答弁にもありましたオープンデータの利用があります。

DX推進を今後見据えていくことで、地域で有効活用できるデータを用意することも重要だと考えております。例えば人流で、地域の中で人が流れて、いつどこで増えたのか、減ったのか、今そういったことは、個人情報ではなく統計データとしてリアルタイムで予測していくことが、今、デジタル化の社会になって可能になっております。新型コロナ感染の流行の際にはとても注目されましたが、こういったことが、観光客がいつどこで集まるのか、そういったことの過去

の分析、現在の把握、そして未来の予測、そういったことにも活用できる可能性があります。

自治体において、デジタルで入力されたものをデジタルで管理し、個人情報の保護もデジタルでしっかり行い、公開においても、職員の方に負荷をかけることなく自動化により活用しやすいデータとしてオープン化を行う。守るべきものは守り、公開していくものは適切な形にして公開していく、そういったデジタルデータの循環により有効活用できるデータを用意していくことが、自治体DXにおける、これから目指す姿の一つであると考えます。デジタル社会形成基本法やデジタル手続法、また官民データ活用推進基本法、公文書管理や個人情報の保護など、こういった整備が進んでおりますけれども、社会がそういった環境整備を進めているということは、そういったことも将来見据えていくということの現れだと考えております。

そこで、本町におけるDX推進において、地域で有効活用できるデータのオープン化について、町長に所見を伺います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

国は、自治体が抱える地域課題を住民や事業者と連携して解決するとともに、行政事務の効率化や新たなサービスの創出につなげるため、各種ガイドラインを参考として、自治体が保有するデータのオープン化を促進しています。

当町におきましても、観光振興、子育て支援、高齢者対策、地域経済の活性化等に資するため、民間と行政の連携も考えられますので、今後一般の方が有効に活用できる自治体データのオープン化につきましては、公開できる範囲におきまして、他市町の状況を見ながら判断していこうと思っております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） まずDXでは、足下でやるのが山積していますので、有効活用できるデータのオープン化というのはすぐには手が回らない部分はあるかなと思います。

ただ、そういったことも、例えば活用できるデータが公開されていくということによって、最近よく聞くEBPMですね、合理的根拠、エビデンスに基づく政策の立案、そういったものの精度も上がっていくと思いますので、将来的にはそういったことも見据えて、DXを推進していただきたいとお願いします。

先ほどのご答弁の中で、自治体戦略2040構想研究会の報告についてお話がありました。従来半分の職員でも、自治体として本来担うべき機能を発揮して行くような仕組みが必要なんだということでしたが、その背景は、2040年に団塊の世代及び団塊ジュニアの世代が高齢になる。その一方で、出生数が年間100万人、今年、昨年度ですか、70万人台になったという話もありましたけれども、大体100万人ほどの世代が20歳代となる、いわゆる人口ピラミッドが棺桶のような形になる、そういった背景が大きくあります。

本町の場合で言いますと、合併当初の18年前、大体2万5,000人近くいましたけれども、現在は2万人、2040年には恐らく1万4,000人を下回る。人口構成としましては、その頃には老年人口と生産年齢人口がほぼ同じになると言われております。合併後数年間は180人ほどで推移した出生数も、近年100人前後になっています。子どもが減っていく、働き手や地域の支え手が減っていく、財政規模も小さくなっていく。本町の場合は、2040年よりも早くから

そういった危機が訪れる可能性があるのではないかと考えられますけれども、そういった観点からも、今後のDXの推進、そういったことに期待していきたいところではあります。

そういったところではありますけれども、本町におけるDXの今後の展開について、町長に伺いたいと思います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

デジタルトランスフォーメーションといいますと、デジタル技術やデータの活用の方法に目が行きがちですが、これはあくまでも手段であり、本来は情報通信技術を行政のサービスに浸透させることで、住民の皆さんの生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることが目的です。

最初にお話ししたように、行政を取り巻く状況は変化しており、特に職員数の減少やサービスの多様化が進む中、行政サービスの質を高め、住民の皆様に満足していただくためには、これまでどおりの固定観念や慣習による業務の進め方をいま一度見直すことは必要不可欠なことです。DXをこれからの時代に対応するための業務改善の絶好の機会と捉え、組織全体で推進し、今後も住民の皆様へより快適なサービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 期待しております。

いろいろと多岐にわたり議論をしてきましたけれども、繰り返しになりますけれども、今日の自治体DXの大きな流れの源泉には、ここずっと20年以上、国のデジタル化の政策がうまくいかず、それがコロナ対応で明らかになり、近年になって国が本気で自治体を巻き込みながら、本腰入れて行政のデジタル化を推し進めているということ。そして、何より人口動向や多様に広がる公共サービスを含めた社会環境の変化、そういったものを見据え、現状のままの業務の在り方では自治体としての本来の機能を担うことも、より良い住民サービスを実現していくことも困難な状況になってしまうといった背景があるからとだと考えられます。その大きな流れの中に本町も例外なくありますし、さらにその中にDXがあると考えられます。

町長のご答弁で、DXはあくまで手段とありましたけれども、私も全く同じ意見でございます。表層的なことにとらわれることなく、デジタル化により真に住民サービスの向上に寄与するところへ取組みを重視し、個人に寄り添い、より良い地域社会の実現を目指していくことが重要でありますし、役場内においてはデジタル化のメリットを最大限に活用でき、内部環境を整え、地に足のついた、より着実な、より実効性のあるDXを推進していただくことを期待しております。

そして、DX推進に当たっては、誰一人取り残さないデジタル社会であったり、個人情報保護を含め、多様なデータを扱う本町と住民との信頼関係の構築、有効活用できるデータのオープン化といった観点も、また見据えていただきたいと思います。

話はちょっと変わるんですけども、昨年の後半頃から現在に至るまで、チャットGPTに代表される、いわゆる誰でも活用できるAI、こういったものが月々とリリースされております。このような生成AIを用いれば、文章プログラミング、画像、音声、動画、楽曲など、普段私たちが話す言葉、自然言語でもって、低いハードルですごく高いクオリティのものをつくり出すことができるようにな

ってきました。本当に、この1年前では考えられなかったことが今現実で起きています。技術革新というのは本当にいつ何が起こるか分からない。そして、どうい影響をこれから及ぼしていくのか予想もつかない。今は、もう本当にただただ毎日驚いているばかりです。

とはいえ、AIが何かの意思を持って勝手にやることはありません。人間がやろうとすることを強力にアシスト、サポートしてくれますが、何らかの意思を持って勝手に動くということはありません。我々が、人間が持つビジョンであったり好奇心、それが強力なコマンドとなってAIを動かすことができます。そのためには、目的に向かって適切にAIを活用していくためには知恵や技術も必要です。

ちょっと話がそれちゃいましたけれども、日常の暮らしの中で、一般的に活用できるAIの普及が現実味を帯びてきました。これから、今すぐではないでしょうけれども、いずれは行政において活用、どのように活用していくかということの検討に入るときも来るのかなと思います。まだまだちょっと先の話ではありますけれども、そういったことにも期待していきたいと思っております。また、議会内におきましても、議員の皆様とともに、議会のDX推進を努めていきたいと考えております。

私からの一般質問を終わります。

○議長（笠原秀樹君） これで、高田浩樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後は13時10分、再開いたします。定刻までにお集まりください。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時08分

○議長（笠原秀樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

これより、一括質問一括答弁方式での質問といたします。

11番、伊部良美君。

11番（伊部良美君）登壇

○11番（伊部良美君） 質問に先立ちまして、青柳町長になられて2年間、コロナ感染の世界中の猛威の中での挑戦をされて苦勞されたことかと思っております。

今日、越前町におかれましても、明るい兆しも見える中で、令和5年の新しい年を迎えるや、コロナ感染もようやくにして収束の兆しが見え、越前町におかれましても、越前町消防団の出初式、真冬の厳しい時期にもかかわらず、晴れ晴れとした天気の中での越前町のはたちのつどいの夢と希望に羽ばたく晴れ着姿の二十歳の若人の皆さん方、これからの小・中学校の卒業式も、コロナ感染前の状態での式典、高校・大学試験も終えられ、また、社会人として歩まれる皆様には、大変厳しい社会情勢の中かと思われれますが、たくましく努力、精進されることに期待をいたしたいと思っております。

私見ではありますが、政府で子育て支援策を論じられておりますが、まずはお母さん方が、大学時代に奨学資金や育英資金を借りながら卒業され、10年余りの返済が始まり、返済途中で結婚をされ、お子さんにも恵まれ育児に入ると、退職

することも考えられますと、返済どころではないかと思うこと、2子、3子を産む余裕なんか考えられません。私は、こういうお母さん方の事情を鑑みますと、何かしら支援が必要かと思われ、お子さんを産みたいけれども、返済と重なる状態でお母さん方が多く見られるのが実情かと思っております。

そういつて悩まれて、苦しんでいるお母さん方に対して、一時的にも停止するか、所得に応じた返済を運用するか、何かしらの支援策を講ずる考えをしておいてやらなければ、ただお子さんを産んでくださいと言うだけでは無責任かと思われ。まずはお子さん方を産んでくれる環境づくりが大切かと思っております。少子化現象の歯止めとして、ぜひ町独自としてでも対応策を考えていただけるよう期待をいたすものであります。

それでは、議長のお許しをいただいておりますので、通告に従って質問をいたしたいと思っております。

高校生の皆さんの通学に対する、福井鉄道による1年通学定期券の廃止についてお尋ねをいたします。

もう既に新聞紙上でも流れておりますが、福井鉄道は30日、電気料金や資材価格、労務賃金の上昇を踏まえ、3月10日から割引率の大きい1年通学定期乗車券の発売を取りやめると発表されておりますが、本町の高校生への影響が多々あるかと思われ、現在において、学生の利用者について神明駅から越前武生駅、神明駅から田原方面の学生の利用者は何十人ぐらいおられるのか、お尋ねをいたします。

また、学生に対しての補助金は1人につき、神明から越前武生駅、1人定額9万3,510円、町の補助金が2万6,800円、個人負担が6万6,710円となると思っております。また神明・田原駅、1年定期券の年額が10万9,900円、町の補助金が3万2,700円、個人負担が6万8,290円になるかと思っております。この数字は令和4年度分であるかと思うと、町として令和5年度分はさらに2割負担、8割から6割となるかと、神明・越前武生駅で町の補助金が2万1,000円で、個人負担は7万3,410円、神明・田原駅では町の補助金が2万4,500円で、個人負担額が7万6,490円と上積みされるかと思っております。

今回、さらに福鉄から1年定期乗車券が廃止されると、次のような割合で上積みがされるかと思っております。神明駅・越前武生駅、9万3,500円、1年定期ですね。6か月定期で5万3,950円、これを2で掛けますと10万7,900円、6か月定期になると1万4,390円の割高となるかと思っております。神明・田原駅、1年定期10万9,900円、6か月定期5万8,270円、2を掛けますと11万6,540円、6か月定期の場合、1万5,550円の割高となるかと思っております。令和5年度から1年定期乗車券が廃止になると、神明駅から越前武生駅を学生の負担が1万4,390円の割高となり、神明駅から田原駅では1万5,500円の割高となります。

今回、福鉄の1年定期乗車券の廃止について、町として、通常の対象となるよう、学生に対してそのような対策を考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

町長（青柳良彦君） 登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、伊部議員のご質問にお答えいたします。

福井鉄道は、先般、電気料の値上げ、資材価格、労務賃金の上昇等で増加する営業費用に対応し、安全運行を第一に安定したサービスを定期要するために、割引率の高い通学の1年定期券を3月10日から廃止することを発表いたしました。

当町における令和5年2月末現在の利用者数は、武生方面の神明駅から越前武生駅までの区間で53人、福井方面の神明駅から田原町駅までの区間は49人です。

現在の1年定期の購入額は、神明駅から越前武生駅間で9万3,510円、月額5,000円を超えた額の8割を補助し、補助額は2万6,800円になり、個人の負担額は6万6,710円となっています。令和5年度も、今年度同様に1年定期が購入できた場合、月額5,000円を超えた額の6割を補助し、補助額は2万1000円になり、個人負担額は7万3,410円になります。

今回、1年定期が廃止となることから、6か月定期を年2回購入する方法が一番割引率が高い定期になります。購入額は10万7,900円、補助額は2万8,700円、個人負担額は7万9,200円となり、前年比1万2,490円の負担増になります。一方で、町の補助額も、本来ならば6,700円減額になるところ、1,900円の増額になります。同様に、福井方面の神明駅から田原町駅間も、個人負担額は1万4,350円の増、町の補助額も1,200円の増額になります。

今回の割引率の高い1年定期券の廃止は、個人の負担額だけでなく町の負担額にも影響を及ぼすこととなります。今後も運行事業者が経営改善を目的に定期券の料金等を改定することは十分に考えられることですが、現時点で通学支援制度の枠組みを見直すことは考えておりません。

○議長（笠原秀樹君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） ありがとうございます。

今回、福鉄の1年定期乗車券について、3月9日まで1年定期を発売しているようなので、この日時までに定期券を購入すれば、令和5年3月23日から令和6年3月22日までは有効であるようにお聞きをしております。今回、在校生の2年生、1年生の生徒さんには、この3月9日までに購入されるように伝達なり、町として放送などで呼びかけして知らせてはどうかと思うが、いかがかと思われま

す。また、新1年生の皆さん方は入学式がまだなので、対象とならないようなので、高校1年生と認められないかと思われま

すので、町として負担金の全額補助をする考えにならないか、お伺いをいたします。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

1年定期の購入できる期限と、その対象者について福井鉄道に確認しましたところ、現在の1年生、2年生は、令和5年3月9日まで1年定期を購入でき、3月9日に購入した場合の有効期間は、令和5年3月23日から令和6年3月22日の1年間になりますが、4月からの新1年生は、有効期間を4月1日以前に設定することができないため購入できないとのことでした。

議員ご提案の、町が1年定期の購入期限を在校生に周知することについてですが、利用者への周知は、1年定期を廃止した運行事業者が、その理由と併せて購入期限などの必要な情報を示すなど、丁寧に進めていくべきことと考えています。

また、新1年生が1年定期を購入できないことから、6か月定期を購入した場合との差額を町が全額負担してはどうかのご提案ですが、今年度、通学支援制度の見直しを行ったところであり、引き続き現行の枠組みで実施してまいりたいと考えております。

議員もご承知のとおり、当町の通学支援は制度見直し後も県内トップクラスの手厚い助成となっております。今後も越前町を担う子どもたちに継続した支援を行

ってまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） 最後になりますが、令和5年度を見ても、神明駅から越前武生駅の個人負担額7万3,410円、前年度が6万6,710円だとすると、6,700円上積みをされ、神明駅から田原駅では7万6,490円で、前年度が6万8,290円だと8,200円の上積みが見込まれます。令和6年度には、さらにバスも電車で定期券の負担額が上積みを見込まれておりますが、この事態が何か政府の少子化現象の論議からすれば逆行されているかのように考えられますが、ぜひそういう追い打ちをかけるような福井鉄道の1年定期の廃止による負担額が、神明で1万4,390円、神明・田原駅で1万5,550円の個人負担が上積みされますと、大きな負担を強いられることとなります。前町長の5,000円の年6万円の定期から比べると、かなりの負担増となることと、また、個人負担の6万円を払えば一定定期が購入することができたものまで変えられ、今回からは全額を払った後に町のほうへ請求されれば払戻しを受けられるものですが、この考えも含めて、この際、見直しをされてはいかかと思われま。

高校生が通学される2人の親御さんからすれば、こういった苦情などは町などに入っているのではないかと思われまますが、ぜひ町長、こうした事案に対して対応していただけるよう要請して質問を終わります。

○議長（笠原秀樹君） これで、伊部良美君の一般質問を終わります。

次に、13番、木村 繁君。

13番（木村 繁君） 登壇

○13番（木村 繁君） 3月9日よりワールドベースボールクラシック、いわゆるWBCが開催されます。日の丸を背負った侍ジャパン、ダルビッシュ有、大谷、山本、佐々木朗希の4本柱、打者では村上宗隆、岡本和真、そして福井市出身の吉田正尚、私個人的に大好きなどすこい山川穂高のホームランアーティスト四天王です。

皆さんもお気づきだと思うんですけども、この四天王のバッターの3人のお名前の最後、村上宗隆、吉田正尚、そして山川穂高ということで、最後の語尾が「タカ」がつきます。私の息子は木村シゲオというんですけども、長嶋茂雄さんにちなんでシゲオとつけました。今後もし外孫、内孫の男の子が生まれるとしたならば、絶対に最後の名前の語尾は「タカ」をつけたいというふうに思っております。

これはこれとしまして、侍の試合がある日は極力どこも出かけず、家飲みでテレビの前で応援をしてあげたいなというふうに思います。必ず世界一になると、私は確信をしております。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。初めに、越前町表彰規則について伺いをいたします。

規則の第1条の目的では、「越前町の自治の振興並びに社会福祉事業、産業、教育及び文化等の進展に功績顕著なものを表彰し、もって本町の向上発展に資することを目的とする。」と定められております。

第2条の表彰の基準には、「町長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を表彰する。」、第1号、地方自治の振興に貢献し、その功績が顕著なもの、第2号、社会福祉事業に尽すいし、その功績が顕著なもの、第3号、保健衛生の向上に貢献し、その功績が顕著なもの、第4号、産業の開発または振興に貢献し、その功績が顕著なもの、第5号、教育、文化及び体育の振興に貢献し、その功績

が顕著なもの、第6号、多年公職に精励し、その功労が他の模範とするに足るもの、第7号、善行卓越し、他の模範となるもの、第8号、自己の危険をかえりみず、人命を救助したもの、第9号、その他特に表彰に値すると認められるものとあります。

また、第3条の表彰の方法は、「表彰は、表彰状を授与して行う、この場合において、金品を加授することができる。」、第8条の表彰の記録は、「表彰を受けた者の功績及び名誉を記念するため、表彰原簿を備え付け、これに記録し保存するものとする。」とあります。

近隣の3町を見てみますと、池田町表彰条例の第4条、授与品では、「表彰は、表彰状及び銀杯を授与して行う。」とし、別表で銀杯の大きさを長さ12.2センチ、高さ5センチ、材料は銀約95グラムと定めています。また、永平寺町の表彰条例では、表彰者の選考の一つとして、「公共の事業に対し私財を寄附し、篤行顕著なる者」と文言が定められています。

一方で、南越前町では名誉町民条例が制定されており、第1条の目的では、「社会文化の興隆に功績のあった者に対して、その功績をたたえ町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。」と定めております。第2条、称号を贈る条件では、「名誉町民の称号は、本町に居住したことのある者若しくは本町にゆかりの深い者で公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆又は地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり町民が郷土の誇りとして敬愛するものに対しこの条例の定めるところにより、南越前町名誉町民の称号を贈ることができる。」とあります。

そこで、お伺いをいたします。

先ほど申し上げた池田町や永平寺町の条例に定められている内容を越前町の規定に盛り込み、功労表彰への格づけにならないかどうか。また、表彰規定とは別に、越前町名誉町民条例の制定に取り組むお考えはないか、町長のご所見を、お伺いをいたします。

次に、判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した法定後見人が本人に代わり財産管理や福祉サービスの手続きなどを行う成年後見制度についてお伺いをいたします。

2025年には65歳以上の5人に1人、約730万人に上ると推計される認知症の人や、その家族を支えるこの制度は、預貯金の管理、年金の受領、不動産の売買契約、税金・保険料の支払い、また介護福祉サービス利用契約の手続、入院や施設への入所の手続、施設などへの改善の申入れなどを支援することを目的とし、親族、専門的な研修を受けた地域の人などの市民後見人、社会福祉士、司法書士、弁護士などの専門職の方がその役割を担います。相談窓口となって支援に向けた関係機関との連携を進める拠点の中核機関と呼ばれ、昨年7月に国が公表した調査結果では、中核機関を設置した自治体数は2021年10月時点で全体の48%に当たる836になるそうです。

そこで、成年後見の利用促進に向けた相談の流れや中核センターの位置づけ、また、この制度について行政としての普及啓発、今後の方向性について担当理事の所見をお聞かせください。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、表彰規則についてですが、県内市町の状況は、南越前町を除く16市町で

表彰条例または規則を制定しています。その中で、表彰状のみの授与が1市、表彰状と金品を授与することができるかと規定しているのが、当町を含め14市町、表彰状と銀杯の授与を規定しているのは池田町のみです。銀杯の授与に関し池田町に確認したところ、特別な場合にのみ授与しており、最近では平成26年に授与したのが最後とのことでした。

当町でも、過去の功労表彰では記念品を授与しており、現行の規則で他市町と同様の対応ができていると考えております。なお、記念品については、町内産業振興のため、越前焼など町の特産品を授与しております。

次に、永平寺町が定めている公共の事業に対し、私財を寄附した方への表彰についてですが、こちらは県内8市町で同様の選考基準を制定しており、うち6市町は感謝状を贈呈しています。そのほかに、当町を含め3市町では、内規により一定額以上のご寄附をいただいた方に対し、感謝状を贈呈しています。

また、国では、個人で500万円以上、団体で1,000万円以上、公益のため資材を寄附した方に褒章を授与する制度を定めています。

町では、対象となる寄附があった場合、国の褒章条例に基づき、対象者を県に具申し、これまでに平成28年に1名、令和3年に1名の方が紺綬褒章を授与されています。

規則の改正につきましては、現状に即したものになるように常に見直ししておりますが、他市町の状況や当町の過去の功労表彰者とのバランス、また近年寄附の大半がふるさと納税を活用していることなど、総合的に判断しますと、これまでどおり一般寄附者に対しては感謝状の贈呈がふさわしいと考えております。

次に、名誉町民条例の制定については、県内14市町が同様の条例を制定しています。受賞者及び人数は、故福田一氏や故南部陽一郎氏など、国会議員や文化人、ノーベル賞受賞者など、国内外で著名な功績があった方々に名誉市民の称号が贈られており、福井市の7名が最も多く、若狭町が5名、その他の市町は1名ないし2名程度となっています。

また、条例は制定しているものの受賞者のいない自治体もあることから、特別な位置づけであることがうかがえます。

このほかに、国民栄誉賞の自治体版である市民栄誉賞表彰規定を定めている市町もあります。市民栄誉賞は、スポーツ、学術、または文化活動に関し、国際的または全国的に高く評価され、自治体の名を高めることに特に顕著な功績がある方に贈られるもので、県内各市町において野球の吉田正尚選手やバドミントンの山口茜選手、フェンシングの見延和靖選手など、スポーツ界で顕著な活躍をされた方が受賞しています。

当町におきましても、これまでに規定がないために表彰できなかった方や、今後表彰に値する方の輩出も予想されますので、町民の思いが伝わり、ご理解がいただけるような表彰規定の創設を検討してまいります。

以上です。

○議長（笠原秀樹君） 民生理事。

○民生理事（山口隆司君） それでは、成年後見制度についてお答えいたします。

成年後見制度の利用促進につきましては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。その中で、議員のご質問にありました中核機関の設置が地方公共団体に義務づけられています。

このことから、福井市を中心とした嶺北連携中枢都市圏連携協約に基づく成年後

見制度利用促進体制整備についての協議に当町も参加し、令和4年6月、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町とともに、中核機関ふくい嶺北成年後見センターを福井市のフェニックス・プラザ内に開設したところです。中核機関では、学識経験者や弁護士会、司法書士会、医師会、家庭裁判所、介護や福祉サービス等の関係機関とネットワークを構築し、専門的見地からの相談支援や事例検討の実施、申立ての必要性や後見人候補者の検討などを行っています。

相談の流れとしましては、町が1次窓口となって直接町民から相談を受け、中核機関は主に2次相談窓口として、構成市町から挙げられる困難事案や専門的な相談に対応をしております。

実際に成年後見制度を利用することになる場合は、中核機関と町が協議の上、司法などの専門的な知識や見解に基づき制度利用の必要性の有無を判断し、弁護士会等の関係機関との連携による後見人候補者の選定、申立て手続などを行うこととなります。

次に、制度の普及啓発についてですが、中核機関では、パンフレットの作成やテレビ、ラジオでの広報活動、普及イベントなどの取組みを行っております。また町でも、ケアマネージャーや民生委員などの関係者への説明会の開催や窓口へのパンフレットの設置、広報による普及活動を行っております。

利用の促進につきましては、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由で成年後見制度の申立てのできない場合は、町長による申立てを行っております。また、低所得者や生活保護受給者など、申立て経費や後見人への報酬を負担することが困難な場合には、費用の助成を行っています。

越前町の成年後見制度の利用者は令和3年12月31日時点で62人あり、平成26年の41人から徐々に増えつつあります。また、町への成年後見制度についての相談件数は、令和2年度が7件、令和3年度が12件、令和4年度は、2月10日時点で20件と増加傾向にあります。

今後、高齢社会の進展により、高齢者単独世帯や認知症高齢者がますます増加することが予想されます。このようなことから、高齢者等の生活や財産を守るためには、成年後見制度の普及啓発と利用の促進は大変重要であると考えております。

一方で、今後、成年後見制度を必要とする高齢者が増えると、後見人の不足が予測されます。そのため、社会貢献の意欲が高い住民が新たな後見人として活躍できるよう、令和5年度から中核機関において市民後見人養成講座が開催され、町においても中核機関と密に連携を図り、住民による貢献活動ができる体制づくりを検討してまいります。

町としましては、認知症高齢者をはじめとする判断能力が十分でない人たちの権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活してもらえるよう、より一層制度の利用促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、木村議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（笠原秀樹君） 木村 繁君。

○13番（木村 繁君） 民生理事、ごくご丁寧に答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

町への成年後見制度は、今ご答弁にありましたが、令和2年より増加傾向にあるということです。ぜひ今後とも判断能力が十分できない人たちの人権を守り、安心して生活をしてもらえるよう、相談支援体制の強化を図っていただきたいと思います。お願いをしておきます。

続きまして、名誉町民のご答弁を町長からいただきました。

名誉町民の、あるいは市民条例の制定済みは、県内14市町とお答えをいただきました。逆に言えば、制定のない市町は坂井市、永平寺町、そして私たちの越前町、1市2町が、この名誉町民条例がありません。

先般、杉本現知事の県政報告会がありました。私も参加をさせていただきましたが、その席上、4年前の選挙においては、我が町出身、越前町出身の方との選挙でしたと。選挙には勝ちましたが、知事は今でも、この選挙で闘った相手の人に育てられ、今でも尊敬しているとのお話をされておりました。杉本知事、器の大きい人だなというふうに私は思いました。そして、闘ったこの方は、今まで丹生高校の存続、県・町立ホッケー場の整備、越前陶芸村、水野コレクション、古窯博物館の建設など、多大な多くの貢献をされました。もしこの条例制定があるとするならば、当然選考の議論のテーブルに着いたと、個人的には認識をしております。ちなみに若狭町では、知事を務められた故中川平太夫さんが名誉町民です。

以上のことを踏まえて、青柳町長のモットーであるスピード感を持って、条例制定に取り組む姿勢について、再度青柳町長のコメントをいただきたいと思います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

今ほどの木村議員の質問でございますが、名誉町民条例につきましては、これは一般論として、町民の誰もが納得できるような功績を残された方が対象となるというふうに考えられるんじゃないかなというふうに思います。

また、その条例の制定につきましては、我が町にはないということでございますが、今後対象となるような方、またはその候補となるような方がいらっしゃる場合も想定できますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（笠原秀樹君） 木村 繁君。

○13番（木村 繁君） もうこれ以上言いません。ぜひご検討をしていただくことをお願いを申し上げまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長（笠原秀樹君） これで、木村 繁君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（笠原秀樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。

なお、来週6日は午前10時から引き続き一般質問を行いますので、定刻までにお集まりください。

本日はご苦労さまでございました。

延会 午後 1時54分